はじめに

相続に伴う不安。遺す人の不安。遺された人の不安。
相続には、大切な家族との別れによる悲しみと共に、様々な不安が伴います。

こうした相続に伴う不安のうち、遺産をめぐる争いや納税資金不足、過大な税負担など財産に関する不安が、昨今の税制改正や社会環境の変化で、より大きなものとなっています。私どもは、これらの不安を取り除き、遺す人、遺された人に、最大限の安心をご提供し、ご家族の絆や幸せのために少しでも多くお役立ちできることを目指して、「安心相続相談所」という特別チームを立ち上げました。

本書は、当相談所で経験した相続事案、ご相談の数々を踏まえ、いくつかの事例をご紹介するとともに、相続に関する基礎的な制度、最近の法令改正や、様々なノウハウをお伝えする内容になっています。
本書が、読者のみなさんの資産承継を、安心、円滑、有利なものとする一助となることが叶えば幸いです。

平成26年1月
小谷野公認会計士事務所
安心相続相談所員一同
http://www.anshinsouzoku.net/index.html

目　次

はじめに

第1章　今なぜ生前対策をすべきなの？

相続“あるある”その1　8
「遺言はこわい!!」
～知らないうちに遺言書が作成されてしまっていたなんて～
相続“あるある”その2　10
「遠くの身内も、身内なの？」
～こんなときだけ身内面してくるなんて～
相続“あるある”その3　12
「相続まで待たないで良かった!!」
～孫に相続予定だった財産を生前贈与したらこんなに得するなんて～
相続“あるある”その4　14
「名義預金にご注意!!」
～贈与を受けた事実を知らない預金は相続財産ですよ～
相続“あるある”その5　16
「障害を持つ息子の将来が心配です!!」
～将来の安心のために、こんな制度があります～
相続“あるある”その6　18
「その対策は賞味期限切れです!!」
～税制改正をキャッチアップして対策を見直す必要があります～

1　相続事前診断のススメ　20
2　相続税をめぐる税制改正　25

第2章　そもそも相続税の対策って何するの？

1　相続対策ってなに？　34
2　トラブル予防の遺産分割対策　39
3　納税で困らないための納税資金対策　56
4　税負担を少なくする相続税額対策　61

第3章　相続税の基礎知識

1　いつ誰が払うの？　68
2　誰が相続人・法定相続人になるの？　70
3　相続税の申告をする必要がある人とそのスケジュール　74
4　養子と相続税　77
5　財産の確定・相続税のかかる範囲等　78
6　単純承認・相続放棄・限定承認　82
7　遺産分割・特別代理人　84
8　相続税の申告手続　87
9　相続税の計算方法　88
10 相続税計算の各種控除・加算　93
11 小規模宅地等の相続税の特例とは　97
12 トータルでの税負担の検討　100

第4章　生前贈与による相続対策とは？

1　贈与が成立するとき　102
2　贈与課税制度の種類　104
3　贈与税の申告手続　107
4　暦年贈与の詳細　110
5　相続時精算課税贈与の詳細　118
6　贈与税のかかるもの・かからないもの　133
7　生前贈与加算とは　143
8　贈与税の配偶者控除とは　146
9　住宅取得等資金贈与の特例とは　156
10 孫まで含めたコツコツ贈与の効果　163
11 有効な贈与資産はなに？　171
12 保険を活用した贈与とは　182
13 不動産を活用した贈与とは　191
14 教育資金の一括贈与　198

第5章　生前対策の進め方

1　エンディングノートのすすめ　204
2　遺言書はつくるべき？　209
3　信託とは　213
4　誰に相談すればよいの？　219

おわりに

第1章

今なぜ生前対策をすべきなの？

生前に対策を行わなかったことで、本人が亡くなった後に問題が生じるケースが多々あります。財産が少ないから大丈夫だろうと考えていても、ひょんなことで躓くかもしれません。本章の「相続“あるある”」では、生前に対策を行っておけばよかった、という事例をいくつかご紹介します。

また、平成25年度税制改正では、相続税・贈与税に関して大きな改正がなされました。改正項目の一つの、相続税の基礎控除額縮小の影響だけを考えてみても、今後、相続税の課税対象となる人が大幅に増えるでしょう。相続税の課税対象者が、全国で約1.5倍、都心では2倍になるともいわれています。また、少し前ではありますが、平成22年度税制改正でも、相続税に大きな影響を与える改正がありました。これらの改正の主なトピックをあわせてご紹介します。

対策とはいっても、まず何から手をつければよいのか全くわからないという方もいらっしゃるでしょう。そのような方は、まずは現状分析から始めましょう。現状を把握したうえで、何が問題になるのか、どのような手を打てるか、その具体的な進め方をご紹介します。

このような大きな税制改正のあるタイミングなので、対策を検討するには絶好の機会ともいえます。

今なぜ生前対策をすべきなのか。将来の相続について真剣に考え始め、本書を読み進めていただければ、きっとそれを実感できるはずです。

相続“あるある”その1

「遺言はこわい!!」

～知らないうちに遺言書が作成されてしまっていたなんて～

Q

私は45歳の男性です。十数年前に父が亡くなり、高齢で独り身となった母が気がかりだったため、父の死後は母が住む実家の近くに家族で住んでいます。

20年前に結婚してから実家を離れていた妹がいるのですが、その妹が最近離婚したため、実家に出戻ってきて、母と同居することになりました。妹が母の面倒を見ると言い出してくれた時はとても心強いと思ったのですが、それが問題の始まりでした。妹は何かと母に入れ知恵し、しまいには自分の意のままとなるような遺言書まで書かせてしまっているようです。

私はその遺言書の内容まではわかりませんが、私が受け入れられるものではないものと考えています。もし今の状況で母が亡くなってしまったらと不安でたまらないのですが、その遺言書は有効なものとなってしまうのでしょうか。

親族図

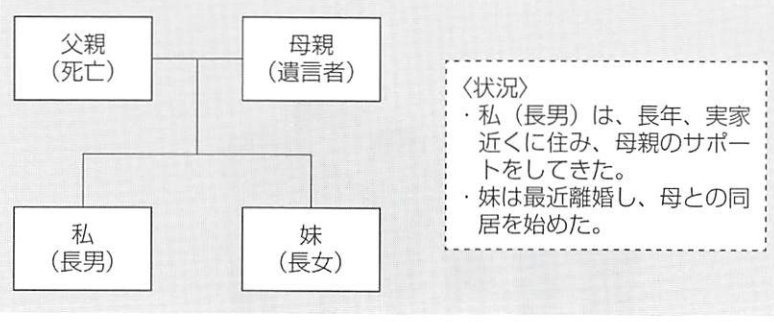

A 法的には有効となります。
したがって、その遺言書以外に遺言書がなければ、そのとおりに財産を分けることになります。

解　説

要件を充足した遺言書であれば、法的には有効なものとなってしまいますので、その記載のとおりに財産を分けることになります。

そもそも遺言者の想いに反していずれかの相続人に有利な内容で作成されることは防がなければなりません。遺言書は、まさに遺言者の気持ちを表現したものであり、自分の死後、財産をどう分けてほしいかという最終意思が記載されるべきです。

そのため、法的に有効な遺言の作成には、一定の要件を充たすことが求められています。反対に、一定の要件を充たすものが作成された場合には、遺言者の意思を反映するものとして扱われることになります。

対応策

遺言書は本人が元気なうちは何度でも作成できるので、相続人みんなが納得できる内容に作成し直すことができます。ただし、遺言の撤回は、遺言の方式に従ってなされることが求められています（民1022）。

質問者様の場合、まずは、率直にお母様や妹さんと話し合い、遺言の内容を共有することを試みるべきかと思います。それができなかった場合、弁護士に相談したり、相続後に遺留分の減殺請求をすることが考えられます。

★この“あるある”の参照箇所
➡ P 209 「第5章　2　遺言書はつくるべき？」

相続“あるある”その2

「遠くの身内も、身内なの？」

～こんなときだけ身内面してくるなんて～

Q

私は、62歳の女性です。数ヵ月前に私の夫が病気で亡くなりました。亡くなる前の数年間は看病や付き添いなどで忙しく、また最愛の夫を失うかもしれないという不安の中にいたので、夫の死後のことをあまり深くは考えることができませんでした。ただ、夫の両親と弟は既に亡くなっており、また、私たち夫婦には子供がいませんでしたので、夫の財産は当然に私がすべて相続するものと思っていました。なお、夫は遺言書を特に作成していませんでした。

そんな中、既に死亡している夫の弟（義弟）の息子（甥）から突然連絡があり、自分にも相続権があると主張をしてきたのです。そんなことは予想もしていなかったし、夫は義弟とは仲が良くなく、生前も弟家族とはほぼ疎遠の状態でした。夫の財産ではありますが、夫婦で貯めた財産が弟家族に少しでもいってしまうことは我慢ができません。

夫の財産は、私がすべて相続することはできないのでしょうか。

親族図

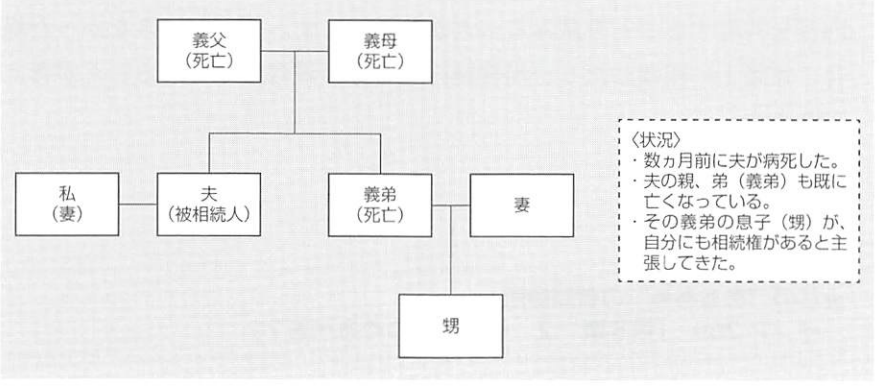

A 本事例では、甥にも相続権があります。

兄弟姉妹が法定相続人となる場合、兄弟姉妹合計で1／4の相続権があります。弟が亡くなっているので、甥が代襲相続します。

解　説

子供がいない夫婦では、夫が亡くなれば妻が夫の財産すべてを相続すると考えられがちですが、必ずしもそうではありません。子供がいない場合には、配偶者だけでなく親も法定相続人になり、さらには、親も既に亡くなっている場合には兄弟姉妹が法定相続人になります。

本ケースでは、夫の両親、弟とも既に亡くなっていたために、相続人となるのは妻であるあなただけだと考えてしまったようですが、兄弟が亡くなっている場合にはその子供（甥）が相続人になります。これを「代襲相続」と呼んでいます。したがって、甥には財産の1／4を主張する権利が生じています。

対応策

相続人全員（本ケースでは、あなたと甥）の合意があれば、必ずしも法定相続割合により分割をする必要はありませんので、あなたが財産すべてを相続するためには、甥に相続放棄をしてもらうしかありません。ただ、素直に相続放棄をしてくれるとも限りません。

夫は弟家族とは疎遠であったということなので、夫もあなたに財産すべてを遺したかったはずです。夫の生前中に、財産をすべてあなたに遺す旨の遺言書を準備していれば、相続放棄のお願いなどせずともあなたが財産すべてを相続することがかないました（兄弟姉妹の場合には遺留分も生じません）。

★この“あるある”の参照箇所
➡ P 209 「第5章　2　遺言書はつくるべき？」

相続
“あるある”
その3

「相続まで待たないでよかった！」

～孫に相続予定だった財産を生前贈与したらこんなに得するなんて～

Q

父は、私の息子と、私の弟の息子（父からしたらいずれも孫。以下、「息子たち」。）を大変かわいがっており、もし万一のことがあったら息子たちにも財産を相続させたいと考えているようです。現状では息子たちは父の相続人にはあたりませんので、父は息子たちにも相続させるために遺言書を準備しようと考えています。

息子たちがその相続により取得する予定の財産を、生前に贈与してもらうということもできると思うのですが、相続でもらう場合とどのような違いがありますか。

父は、遺言書をちゃんと準備すれば、相続の際に息子たちに財産がいくだろう、と考えているようなのです。

親族図

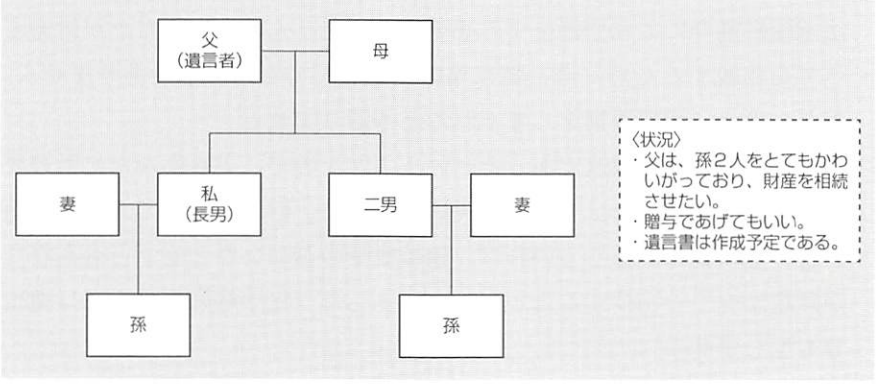

おわりに

最後までお読みくださり、誠にありがとうございました。

普段、ご自分やご家族が亡くなった場合の「相続」について真剣に考える機会は少ないと思いますし、相続が具体的になるような状況では、考えている余裕などないかもしれません。あるいは気になってはいるものの、何から始めてよいかわからず、結局は何もしていないという方も少なくないでしょう。

本書をお読みくださった皆さんには、ぜひ冷静に考えることができる今のうちから、できることを一つずつ着々と準備していただきたいと思います。そうすれば、万が一の際にも、少なくとも資産の問題については不安にならずに済むことと思います。

皆さんが安心され、ご家族との絆を深め、幸せであられますことを心より願っております。

平成26年1月

小谷野公認会計士事務所
安心相続相談所員一同
http://www.anshinsouzoku.net/index.html

【監修】小谷野公認会計士事務所

本社所在地：〒151-0053　東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル14階
TEL：03-5350-7435（代）　FAX：03-5350-7436
E-mail：otoiawase@koyano-cpa.gr.jp　http://www.koyano-cpa.gr.jp/

1996年　設立。
2001年　ISO9002（品質国際規格、適用範囲：税理士業務）取得。
2011年　ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）取得。

資産家や企業オーナーファミリーに対する資産・事業承継、さらにコンサルティングベンチャー企業に対する成長支援、株式公開コンサルティング、事業法人に対するM＆A・組織再編に関する税務・会計アドバイザリー業務、デューデリジェンス、バリュエーション業務、企業再生支援業務など、財務・会計・税務に関するさまざまな問題を解決することを目的に、公認会計士・税理士を中心としたスペシャリスト集団により高度な専門サービスを提供している。

代表　小谷野幹雄（こやのみきお）　税理士・公認会計士

1984年　早稲田大学在学中に公認会計士試験合格
1985年　大手証券会社入社
1993年　ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得
1996年　小谷野公認会計士事務所開業。

現在、複数の東京証券取引所一部上場会社の役員をはじめ、上場REIT投資法人の監督役員、FP1級技能検定国家試験委員、金融窓口サービス技能検定国家試験委員、日本証券アナリスト協会　PB資格試験委員、各種公益法人の役員等、社会貢献分野でも活躍。

【編著】安心相続相談所

相続に伴う資産を巡る争い、納税資金不足、過大な税負担など財産に関する様々な不安を取り除き、遺す人、遺された人に、最大限の安心をご提供することを発足の理念として、小谷野公認会計士事務所内に開設した相続事案専門チーム。

http://www.anshinsouzoku.net/index.html

メンバー

山田　慶（やまだけい）　税理士

2001年　立教大学法学部卒業
2005年　都内税理士法人入所、税理士試験合格
2007年　税理士登録
2010年　小谷野公認会計士事務所入所

長谷川徳男（はせがわのりお）　税理士・公認会計士・CFP

1993年　立教大学経済学部卒業
1996年　公認会計士２次試験合格
1997年　小谷野公認会計士事務所入所
2003年　公認会計士登録
2010年　税理士登録　FP １級技能検定国家試験委員

山口美幸（やまぐちみゆき）　公認会計士

1996年　千葉大学法経学部卒業、公認会計士２次試験合格、大手監査法人入所
1998年　小谷野公認会計士事務所入所
2001年　公認会計士登録
2011年　FP １級技能検定国家試験委員

山田章博（やまだあきひろ）　公認会計士

1998年　名古屋市立大学経済学部卒業
2002年　公認会計士２次試験合格、大手監査法人入所
2006年　公認会計士登録
2013年　事業会社等を経て、小谷野公認会計士事務所入所